

補助金を活用して ハンターになりませんか？

～有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業補助金についてのご紹介～

長岡市鳥獣被害対策課





目次

- 1 .補助制度について
- 2 .補助する資格等について
- 3 .補助する対象者について
- 4 .補助する対象経費について
- 5 .申請予約から補助金交付までの流れ
- 6 .お問い合わせ先

1. 補助制度について

- この制度は、有害鳥獣による人身被害および農作物被害の防止対策を推進する事業として、狩猟者の新たな担い手確保を目的とした補助制度です。
- 狩猟を行う上で必要な狩猟免許（銃猟、わな猟など）や猟銃所持許可等に要する費用を全額または一部を補助します。
- 補助金の活用の関しては、市が組織する「長岡市鳥獣被害対策実施隊」の隊員として公的捕獲に従事することが条件となっています。
- 長岡市鳥獣被害対策実施隊についての詳細は、こちらをご覧ください。

2.補助する資格等について

- ➡ 各種狩猟免許（第一種銃猟、わな猟、網猟）
※第二種銃猟は対象外
- ➡ 猟銃、ライフル銃所持許可
※猟銃、ライフル銃以外の銃は対象外
- ➡ 長岡市内の猟友会への新規入会
- ➡ 県外の大口径ライフル射撃場での射撃練習
※実施隊のみ

3. 補助する対象者について

次の項目全てに当てはまる方が対象者です。

- ▶ 長岡市鳥獣被害対策実施隊の活動趣旨を理解し、実施隊活動（有害鳥獣捕獲）に参加いただける方
- ▶ 令和○年4月1日以降に資格等を取得した方で、資格等にかかった経費の領収書等をお持ちの方

※○には、当該事業年度が入ります。

例：令和5年度事業⇒令和5年4月1日以降

4.補助する対象経費について

- ▶ 第一種銃猟免許、猟銃等所持許可の新規取得
併せて、**上限 5 万 4 千円**まで
- ▶ わな猟・網猟免許新規取得 **上限 1 万円**まで
- ▶ 市内猟友会への新規入会 **上限 2 万円**まで
- ▶ 県外の大口径ライフル射撃場までの交通費
1 回あたり **上限 5 千円を 2 回**まで **※実施隊のみ**

5.申請予約から補助金交付までの流れ

補助金交付までのながれ(担い手補助金)

①電話予約

- ・取得の免許種等をお尋ねします。
- ・併せて、申請に必要な資料を送付いたします。



②資格等取得、猟友会新規入会



③窓口で申請



④請求書を提出



**補助金
交付**
(手続き終了)

詳しくは、お問い合わせください。
担当:長岡市鳥獣被害対策課
電話:0258-39-2348
MAIL:choju@city.nagaoka.lg.jp

6.お問い合わせ先

■申請の予約、補助金活用等の相談について

担当：長岡市役所鳥獣被害対策課

電話：0258-39-2348（土日祝除く）

窓口：ながおか市民センター5階（長岡市大手通2-2-6）

※窓口に来庁される際は、事前のお電話いただくとスムーズに手続きが進みますので、ご協力ください。

※新潟県主催の狩猟免許取得試験や公安委員会主催の猟銃所持に係る講習会などの申込受付は、当市では行っておりません。

詳しくは、お近くの県地域振興局、警察署までお問い合わせください。